訂正後	訂正前
〔その他の政治団体〕 **日本歯科医師連盟** 報告年月日　25. 3.12 （関係書類が押収・破棄等されているため、前年からの繰越額と前年分収支報告書の翌年への繰越額との間に乖離が生じている旨、報告があった。） 1　収入総額　2,762,395,776 前年繰越額　1,743,037,232 ［略］ ［2～6　略］	〔その他の政治団体〕 **日本歯科医師連盟** 報告年月日　25. 3.12 1　収入総額　3,856,578,985 前年繰越額　2,837,220,441 ［同左］ ［2～6　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○総務省告示第二百八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、新流会、清流会、前翔会、勝会、日本歯科医師連盟及び牧樹会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成二十六年総務省告示第四百二十二号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十五年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十九年六月三十日　総務大臣　山本　早苗

次の表により、訂正前欄に掲げる要旨の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる要旨の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

訂正後	訂正前
〔資金管理団体〕 **新流会** ［略］ ［1～3　略］ 4　寄附の内訳 （個人分） 桝田　淳二　600,000　都・中央区 **清流会** ［略］ ［1　略］ 2　支出総額　20,855,381 ［3　略］ 4　支出の内訳 ［略］	〔資金管理団体〕 **新流会** ［同左］ ［1～3　同左］ 4　寄附の内訳 （個人分） 年間五万円以下の　600,000 もの **清流会** ［同左］ ［1　同左］ 2　支出総額　21,575,381 ［3　同左］ 4　支出の内訳 ［同左］
政治活動費　15,277,526 ［略］ 寄附・交付金　240,000 ［5・6　略］ **前翔会** ［略］ 1　収入総額　14,430,363 ［略］ 本年収入額　12,430,360 ［2　略］ 3　本年収入の内訳 寄附　12,430,000 個人分　1,430,000 ［略］ ［4　略］ 5　寄附の内訳 （個人分） ［略］ 年間五万円以下の　340,000 もの ［略］ **勝会** ［略］ ［1　略］ 2　支出総額　29,491,701 ［3　略］ 4　支出の内訳 経常経費　1,035,388 備品・消耗品費　940,358 ［略］ ［5・6　略］ 〔その他の政治団体〕 **日本歯科医師連盟** ［略］ 1　収入総額　2,588,339,046 前年繰越額　1,564,916,806 ［略］ ［2～5　略］	政治活動費　15,997,526 ［同左］ 寄附・交付金　960,000 ［5・6　同左］ **前翔会** ［同左］ 1　収入総額　14,410,363 ［同左］ 本年収入額　12,410,360 ［2　同左］ 3　本年収入の内訳 寄附　12,410,000 個人分　1,410,000 ［同左］ ［4　同左］ 5　寄附の内訳 （個人分） ［同左］ 年間五万円以下の　320,000 もの ［同左］ **勝会** ［同左］ ［1　同左］ 2　支出総額　29,443,801 ［3　同左］ 4　支出の内訳 経常経費　987,488 備品・消耗品費　892,458 ［同左］ ［5・6　同左］ 〔その他の政治団体〕 **日本歯科医師連盟** ［同左］ 1　収入総額　3,682,522,255 前年繰越額　2,659,100,015 ［同左］ ［2～5　同左］